

「ひざん安心つなぐ信託（遺言代用信託）」

変更前	変更後
<p>第 17 条（信託の終了、信託の分割）</p> <p>1 <省略></p> <p>2 受託者は、次のいずれかに該当するときは、委託者および受益者に通知することにより、何らの催告を要することなく、本信託を終了することができるものとします。なお、本項の規定による本信託の終了により委託者および受益者に生じた損害について受託者は責任を負いません。</p> <p>①委託者または受益者が第 25 条第 1 項から第 3 項までの規定を遵守せずまたはこれに違反したとき</p> <p>②税制の変更、経済情勢の変化、天災地変、戦争、内乱、騒乱その他の相当の事由により信託目的の達成または信託事務の遂行が不可能または著しく困難となったと受託者が認めるとき</p> <p><新設></p>	<p>第 17 条（信託の終了、信託の分割）</p> <p>1 <省略></p> <p>2 <同左></p> <p>① <同左></p> <p>② <同左></p> <p>③本信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると受託者が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で受託者が本信託の解約が必要と判断した場合</p>
<p><新設></p>	<p>第 18 条の 2（マネー・ローンダリング等に係る取引の制限）</p> <p>1 受託者は、委託者または受益者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。</p> <p>委託者または受益者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、追加信託および本信託の全部または一部の解約等のこの約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する委託者または受益者の回答、具体的な取引の</p>

	<p><u>内容、委託者または受益者の説明内容およびその他の事情を考慮して、受託者がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、追加信託および本信託の全部または一部の解約等のこの約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>3 <u>前二項に定めるいずれの取引の制限についても、委託者または受益者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと受託者が認める場合、受託者は当該取引の制限を解除します。</u></p>
<p>第 19 条（信託財産の交付）</p> <p>1 前条各号に掲げる事由により本信託が終了した場合には、（以下省略）</p> <p>2 <省略></p> <p>3 <省略></p> <p>4 受益者は、前三項の規定により本信託の信託財産の交付を受ける場合には、受託者の求めに応じ、受託者所定の書面に指定口座の印鑑により記名押印して提出するものとします。なお、第 17 条第 2 項各号に掲げる事由に該当することにより前条第 3 号に掲げる事由により本信託が終了する場合には、（以下省略）</p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、前条第 10 号に掲げる事由により本信託が終了した場合には、遺留分権利者の指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。なお、（i）前条第 7 号に掲げる事由により本信託が終了した場合における受益権等または（ii）前条第 8 号に掲げる事由により本信託が終了した場合における、受益権の放棄を行った第二受益者が（a）一時金受取人である場合には一時金のうち申込書記載の割合その他この約款に定める方法により、（b）定時定額金受取人である場合には定時定額金のうち申込書記載の割合その他この約款に定める方法</p>	<p>第 19 条（信託財産の交付）</p> <p>1 第 18 条各号に掲げる事由により本信託が終了した場合には、（以下省略）</p> <p>2 <省略></p> <p>3 <省略></p> <p>4 受益者は、前三項の規定により本信託の信託財産の交付を受ける場合には、受託者の求めに応じ、受託者所定の書面に指定口座の印鑑により記名押印して提出するものとします。なお、第 17 条第 2 項各号に掲げる事由に該当することにより第 18 条第 3 号に掲げる事由により本信託が終了する場合には、（以下省略）</p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、第 18 条第 10 号に掲げる事由により本信託が終了した場合には、遺留分権利者の指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。なお、（i）第 18 条第 7 号に掲げる事由により本信託が終了した場合における受益権等または（ii）第 18 条第 8 号に掲げる事由により本信託が終了した場合における、受益権の放棄を行った第二受益者が（a）一時金受取人である場合には一時金のうち申込書記載の割合その他この約款に定める方法により、（b）定時定額金受取人である場合には定時定額金のうち申込書記載の割</p>

<p>により、委託者が指定する割合にそれぞれ相当する信託財産に係る受益権等は、委託者の相続財産を構成するものとして取り扱われ、当該委託者の相続人（受遺者等の承継者を含みます）が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。また、前条第9号に掲げる事由により本信託が終了した場合における受益権は、各第二受益者の相続財産を構成するものとして取り扱われ、当該第二受益者の相続人（受遺者等の承継者を含みます）が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。</p> <p>6 <省略></p>	<p>合その他この約款に定める方法により、委託者が指定する割合にそれぞれ相当する信託財産に係る受益権等は、委託者の相続財産を構成するものとして取り扱われ、当該委託者の相続人（受遺者等の承継者を含みます）が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。また、第18条第9号に掲げる事由により本信託が終了した場合における受益権は、各第二受益者の相続財産を構成するものとして取り扱われ、当該第二受益者の相続人（受遺者等の承継者を含みます）が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。</p> <p>6 <省略></p>
<p>第25条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1～3 <省略></p> <p>4 前三項の規定を遵守せずまたはこれに違反した場合には、受託者は、委託者および受益者に通知することにより何らの催告を要することなく、本信託を終了することができるものとします。なお、本項の規定により本信託を終了した場合に、受託者は、委託者および受益者に生じた損害について責任を負わず、委託者および受益者は、受託者が被った一切の損害、損失、費用等を賠償または補償します。</p>	<p>第25条（反社会的勢力、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の排除）</p> <p>1～3 <省略></p> <p>4 前三項の規定を遵守せず<u>もしくはこれに違反した場合または本信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、もしくはそのおそれがあると受託者が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で受託者が本信託の解約が必要と判断した場合</u>には、受託者は、委託者および受益者に通知することにより何らの催告を要することなく、本信託を終了することができるものとします。なお、本項の規定により本信託を終了した場合に、受託者は、委託者および受益者に生じた損害について責任を負わず、委託者および受益者は、受託者が被った一切の損害、損失、費用等を賠償または補償します。</p>

「ひぎん想い贈る信託（暦年贈与型信託）」

変更前	変更後
<p>第 17 条（信託の終了、信託の分割）</p> <p>1 <省略></p> <p>2 受託者は、次のいずれかに該当するときは、委託者および受益者に通知することにより、何らの催告を要することなく、本信託を終了することができるものとします。なお、本項の規定による本信託の終了により委託者および受益者に生じた損害について受託者は責任を負いません。</p> <p>①委託者または受益者が第 25 条第 1 項から第 3 項までの規定を遵守せずまたはこれに違反したとき</p> <p>②税制の変更、経済情勢の変化、天災地変、戦争、内乱、騒乱その他の相当の事由により信託目的の達成または信託事務の遂行が不可能または著しく困難となったと受託者が認めたとき</p> <p>③毎年 1 月末日（当該日が金融機関の休日である場合には、その翌営業日とします）時点において信託元本の残高が 1 万円未満であり、かつ、その後、第 2 条に基づく金銭の追加信託が行われずに 1 年が経過したとき</p> <p><u><新設></u></p>	<p>第 17 条（信託の終了、信託の分割）</p> <p>1 <省略></p> <p>2 <同左></p> <p>①<同左></p> <p>②<同左></p> <p>③<同左></p> <p>④<u>本信託がマネー・ローndリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると受託者が認め、マネー・ローndリング等防止の観点で受託者が本信託の解約が必要と判断した場合</u></p>
<p><u><新設></u></p>	<p><u>第 18 条の 2（マネー・ローndリング等に係る取引の制限）</u></p> <p>1 受託者は、<u>委託者または受益者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。</u></p> <p><u>委託者または受益者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、追加信託および本信託の全部または一部の解約等のこの約款にもとづく取引の一部を制限する</u></p>

	<p>場合があります。</p> <p>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する委託者または受益者の回答、具体的な取引の内容、委託者または受益者の説明内容およびその他の事情を考慮して、受託者がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、追加信託および本信託の全部または一部の解約等のこの約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>3 前二項に定めるいずれの取引の制限についても、委託者または受益者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと受託者が認める場合、受託者は当該取引の制限を解除します。</p>
<p>第 19 条（信託財産の交付）</p> <p>1 前条各号に掲げる事由により本信託が終了した場合には、（以下省略）</p> <p>2 <省略></p> <p>3 受益者は、前二項の規定により本信託の信託財産の交付を受ける場合には、受託者の求めに応じ、受託者所定の書面に指定口座の印鑑により記名押印して提出するものとします。なお、第 17 条第 2 項各号に掲げる事由に該当することにより前条第 3 号に掲げる事由により本信託が終了する場合には、（以下省略）</p> <p>4 <省略></p>	<p>第 19 条（信託財産の交付）</p> <p>1 <u>第 18 条</u>各号に掲げる事由により本信託が終了した場合には、（以下省略）</p> <p>2 <省略></p> <p>3 受益者は、前二項の規定により本信託の信託財産の交付を受ける場合には、受託者の求めに応じ、受託者所定の書面に指定口座の印鑑により記名押印して提出するものとします。なお、第 17 条第 2 項各号に掲げる事由に該当することにより<u>第 18 条</u>第 3 号に掲げる事由により本信託が終了する場合には、（以下省略）</p> <p>4 <省略></p>
<p>第 25 条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1～3 <省略></p> <p>4 前三項の規定を遵守せずまたはこれに違反した場合には、受託者は、委託者および受益者に通知することにより何らの催告を要することなく、本信託を終了することができるものとします。</p>	<p>第 25 条（反社会的勢力、<u>マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の排除</u>）</p> <p>1～3 <省略></p> <p>4 前三項の規定を遵守せず<u>もしくはこれに違反した場合または本信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、もしくはそのおそれがあ</u></p>

<p>なお、本項の規定により本信託を終了した場合に、受託者は、委託者および受益者に生じた損害について責任を負わず、委託者および受益者は、受託者が被った一切の損害、損失、費用等を賠償または補償します。</p>	<p><u>ると受託者が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で受託者が本信託の解約が必要と判断した場合には</u>、受託者は、委託者および受益者に通知することにより何らの催告を要することなく、本信託を終了することができるものとします。なお、本項の規定により本信託を終了した場合に、受託者は、委託者および受益者に生じた損害について責任を負わず、委託者および受益者は、受託者が被った一切の損害、損失、費用等を賠償または補償します。</p>
---	---